

ドイツにおける防疫措置（ヘッセン州における緩和措置）

2020年6月10日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

●ヘッセン州政府は、6月11日から有効となるコロナ対策州令の改正を行いました。

【本文】

1. ヘッセン州政府は、コロナ対策州令の改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです。

（1）6月11日（明日）以降、以下の措置が有効となります。

ア. 公共空間における滞在について、最大10人又は二世帯まで可能となります。

イ. マスク着用が義務づけられる場所に、公共交通機関の駅や空港が追加されます。

ウ. 礼拝等の宗教的行事や葬儀等への参加時に、追跡のための連絡先の提供が義務づけられます。

エ. スポーツについて、上記ア. の規則が準用された上で、接触のある種目についても再開可能となる他、大会等について一部再開可能となります。

（2）6月15日以降、プールの一般利用及びサウナが再開可能となります。

（3）6月22日以降夏休み前までの2週間、小学校1年生から4年生について、通常の（週5日間の）授業が再開されます。ただし、この期間児童を登校させるか在宅で勉強させるかは保護者が判断することが可能となります。詳細は各学校にお問い合わせください。

（4）7月6日以降、保育所の通常の営業が再開され、保育所は、十分な人員が確保され、感染状況が許す限り、全ての子供に対して開かれることとなります。詳細は各保育所等にお問い合わせください。

2. 詳細は、州政府発表（独語）をご覧ください。

<https://www.hessen.de/presse/pressemitteilung/landesregierung-beschliesst-weitere-regelungen>

3. なお、ラインラント・プファルツ州政府は、6月10日から再開すると発表していた風俗店等について、検討の結果同日の再開を取りやめるとの発表を行いました（詳細は以下の州政府発表（独語）をご覧ください）。

<https://corona.rlp.de/de/aktuelles/detail/news/News/detail/keine-oeffnung-von-bordellen-oder-anderen-prostitutionsbetrieben-ab-dem-10-juni-1/>

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0

■在ドイツ日本国大使館ホームページ（新型コロナウイルスに関する最新情報）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp